**様式第一**（第２条第１項関係）

記載要領

※実際の作成に当たっては、

【記載用】様式をご利用ください。

供給確保計画の認定申請書

〇〇年××月△△日

　　経済産業大臣　●●　●●　殿

住　　　　所 ×××××

　　　　　　　　　名　　　　称 〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　代表者の氏名 ●● ●●

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称 　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇〇

代表者名（申請者が法人の場合） 　　　　　　　　　　　　　　●●　●●

資本金の額又は出資の総額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●円

常時使用する従業員の数 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●人

法人番号（申請者が法人の場合）　　　　　　　　　　　　　　　　　　XXXXXXX

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　XXXXXXXXXX

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●　●● 　(XXX-XXXX-XXXX)

（注）申請者が複数の場合は、代表申請者を明確にした上で、申請者ごとに欄を追加して記載。

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

　　この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資　　　可燃性天然ガス

　特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目① 液化天然ガス（以下「ＬＮＧ」という。）

　　　　　特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②　　　　　　　　　　―

（注）３以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料　等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

３　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状

　（１）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について（注１～３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定重要物資等の品目名：ＬＮＧ | | |
| 1. 生産量（注４） |  | 単位/年 |
| ①－１国内生産量 | － | /年 |
| ①－２国外生産量 | － | /年 |
| ②主要な原材料等の調達量（注５～８） |  | /年 |
| ②－１ＬＮＧ（国名①） | 〇〇万トン  （※輸入量を記載。）  ××プロジェクト  （※主なプロジェクト名について記載。） | /年 |
| ②－１ＬＮＧ（国名②） | 〇〇万トン  ××プロジェクト | /年 |
| ②－１ＬＮＧ（国名③） | 〇〇万トン  ××プロジェクト | /年 |
| ②－１ＬＮＧ（国名④） | 〇〇万トン  ××プロジェクト | /年 |
| ②－１ＬＮＧ（国名⑤） | 〇〇万トン  ××プロジェクト | /年 |
| ③最終販売量（注４） |  | /年 |
| ③－１国内販売（供給）量 | 〇〇万トン  （※合計輸入量を記載。） | /年 |
| ③－２国外販売（供給）量 | 〇〇万トン  （※国外事業者への合計販売量を記載。） | /年 |

1. ２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
2. 取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
3. ①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、ｔ　等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
4. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
5. 必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
6. 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
7. 原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
8. 記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

　（２）上記（１）で記載した調達先・販売（供給）先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

|  |
| --- |
| （例）  国内販売（供給）量  調達量  輸入量  A国  当社  国外販売（供給）量  B国  輸入量 |

　（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（１）及び（２）を記載。

４　取組の内容及び目標

　（１）取組の背景

|  |
| --- |
| ＜有事に備えた取組である旨を記載。＞  （例）ＬＮＧは、電力やガス供給における重要な物資であり、当該物資の供給が途絶した場合には、場合によっては電力・ガス供給の途絶にもつながり得ることから、国民生活又は経済活動に大きな影響を生じさせるものであるため、平時から他国で生じる有事等に備えた体制の構築が必要である。  ＜本取組が上流投資の促進につながる旨を記載。＞  （例）また、本取組を実施することで、ＬＮＧに係るターム契約を当社が供給国・企業と締結することで、供給者は長期的な投資回収をすることができる見込みを持つことができる等、本取組はＬＮＧの上流投資にも資するものであると考えている。  ＜その他、本取組を実施する背景等があれば追記。＞ |

　（注）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度や代替供給確保の可能性等）や取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の現在の市場構造、今後の市場の見通し及び世界情勢（国内外におけるシェアの割合や、競合他社の状況等、当該特定重要物資等に係る自社を取り巻く競争環境やその中での自社の立ち位置等）を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

（２）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

|  |
| --- |
| 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：ＬＮＧ  （例）  他国における有事が生じた際に、経済産業省の指示に従って、国内ユーティリティ事業者等への販売を速やかに行うことができるよう、戦略的な余剰のＬＮＧ（ＳＢＬ）を確保・運用を実施できる体制の構築を図る。その際、ＳＢＬの確保・運用上の工夫を行うことを通して、費用の低廉化に努めていく。 |

（注１）安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。

（注２）取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等の変更が見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

（注３）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

　（３）取組の内容及び目標数値

　実施予定の取組種類を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 取組種類 |  |
| １． | 生産基盤の整備 |
| ２． | 供給源の多様化 |
| ３． | 備蓄 |
| ４． | 生産技術の導入・開発・改良 |
| ５． | 使用の合理化 |
| ６． | 代替となる物資の開発 |
| ７． | その他 |

（注）「４．生産技術の導入・開発・改良」には、特定重要物資等の性能等の向上に関する開発も含む。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：ＬＮＧ | | | |
| 取組番号 | 取組種類 | 目標数値  （例：１．及び４．の取組を実施することにより達成しようとする生産（供給）能力及びその増加率。２．及び３．の取組を実施することにより達成しようとする備蓄量及びその増加率） | 目標数値を達成するまでの具体的な取組内容 |
| ① | ７ | （例）  2023年12月から当面、各月１カーゴ（計３カーゴ/年）の戦略的な余剰のLNG（SBL）の確保・運用を図る。2020年代後半については、スポット契約と比較すると安定的な価格で輸入を行うことができるターム契約（中・長期契約）に基づいて、各月１カーゴ（計12カーゴ/年）のSBLの確保・運用を図っていく。 | （例）  ＬＮＧの需給ひっ迫に備え、経済産業省からの指示があった場合には、指定された国内事業者に確保したＳＢＬを販売することができるよう、国内港への着港15～18日前までＳＢＬを保有する。国内事業者への販売指示が行われた場合は、当該事業者への速やかな販売を実施する。国内事業者への販売指示が行われなかった場合においては、処理費用が最小となるよう、～～の方法で処理を実施する。 |
| ② |  |  |  |
| ③ |  |  |  |

1. 複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組種類欄に複数の取組種類を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組種類に該当するものか分かるように記載すること。
2. １つの取組により２以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。
3. 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。
4. 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。
5. 当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知する。

（４）目標数値設定の根拠（数値算出の計算式や考え方、それに用いた根拠となる数値やファクトを、当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載）

|  |
| --- |
| （目標数値設定の根拠）  特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①：ＬＮＧ  （例）  経済産業省の定める「可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針」に則り、ＳＢＬの供給を受ける事業者が有事等へ対応を行う一定程度の時間的猶予を作り出すことができると考えられる数量。 |

（注）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

５　計画の実施内容

1. 計画の実施概要

|  |
| --- |
| １～３行程度で簡潔に記載  （例）  「可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針」で目標として掲げられているＳＢＬの運用・確保を実施することができる体制の構築と継続的な取組の実施。 |

（注）本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

（計画全体のスケジュール）

|  |  |
| --- | --- |
| （例）  2023年度  ※事業開始年度 | （例）  10月～2月 SBLの確保・運用  2020年代半ば以降のターム契約の交渉開始 |
| 2024年度－2027年度 | 10月～2月 SBLの確保・運用 |
| 2028年度以降 | ターム契約に基づくSBLの確保・運用 |
| 20XX年度（ターム契約終了年度を記載）  ※事業終了年度 | ターム契約終了 |

（２）支援措置の対象とする取組の実施時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定の取組番号：① | | | |  |
| 取組種類 | 着手  （注２） | 設備設置、技術開発等  に要する期間 | 供給開始 | 継続生産期間 |
| （例）生産基盤の整備  （上記４．（３）で選択したもの） | 年　　月 | 年　月～　年　月  （少なくとも○ヶ月間） | 年　　月 | 年以上 |
| （例）その他 | 2023　年　８　月 | ― | 2023　年　12　月 | ― |
|  |  |  |  |  |

（注１）複数の異なる取組種類の取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

（注２）着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

（３）取組において支援措置の対象とする内容

実施予定の取組番号　　　　　　①

|  |  |
| --- | --- |
| 対象とする内容 | （例） （１）ＳＢＬの確保・運用に係る諸費用  【必要金額】約〇〇億円（最大）  【費用見込】  〇ＳＢＬを確保し、他の事業者に販売した際に生ずる損失分（約〇〇億円）  ＜計画提出時に見込まれているＳＢＬの情報、処理方法等について記載すること。＞  (a) 確保するＳＢＬ（見込）の情報について  ・契約（予定）先（供給原産国、サプライヤーの事業者名等）  ・ＬＮＧ購入予定価格（ＳＢＬのために締結するターム契約等において、指標連動価格を用いる場合は、その計算式）  ・貿易条件（FOB・DESの別）  ・仕向地制限の有無（仕向地が制限されている場合は、変更可能な範囲等の詳細条件）  ・着港予定日（ＳＢＬとして確保する各カーゴの国内港への着港予定日）  (b) ＳＢＬの処理方法、費用について  （ＳＢＬを国内港着港15～18日まで保有した結果、経済産業省から国内事業者への販売指示がなされなかった場合の自社又は提携事業者等が実施するＳＢＬの処理の方法、費用の見込みを記載）  ※１：ＬＮＧ価格の市場動向、為替レート等により、生ずる損失等は変動し得る。  ※２：ＳＢＬの販売により、利益が生じた際には、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の定める補助金交付要綱に則り、必要額を基金への納付を行う。  〇ＳＢＬの確保・運用に伴って生ずる事務経費（約〇〇億円）  　（具体的な経費の内容、金額等を記載。） |

（注）必要金額の積算（総額及び年度ごとのもの）や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類を含め、各項目の詳細を説明する書類を提出すること（例：施設の整備等に関する取組については土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等。設備の導入等に関する取組については設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる書類、導入する設備の一覧等）。

（４）　取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組番号　　　　　　　①

（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調達方法  費用 | | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 助成金 | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
| 取組に必要な資金の合計額 | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 2023年度 |  |  | （最大）  ○○億円 |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「助成金」には国・地方公共団体から直接又は間接的に支給される助成金による調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「助成金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注２）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注３）（５）において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。

（注４）複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組番号」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

（注５）計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

（５）　期待する支援措置

実施予定の取組番号　　　　　　　①

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援措置 | 希望する | 希望しない |
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） |  | 〇 |
| 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例 |  | 〇 |
| 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例 |  | 〇 |
| 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付 | 〇 |  |
| 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給 |  | 〇 |

（注）該当する欄に「○」を記載すること。

６　取組の実施体制

|  |
| --- |
| （実施体制図）  （例）  （責任者）  ●●　●●  〇〇社（子会社）  （トレーディング部門）  〇〇名    〇〇社（本社）  （担当者）  ●●　●●  （担当者）  ●●　●●  ＜ＬＮＧのトレーディング部門又は子会社で、トレーディング事業に専業で従事している従業員の人数を記載すること。（※専業で従事している従業員が10名以上必要であることに留意。）＞  ＜事業実施期間中、経済産業省及びJOGMECと緊密に連携を取ることができる事業担当者を少なくとも２名以上記載すること。＞ |
| （取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況） |
| （その他経営体制等に関する状況）（注４）  ＜下記の項目において、ＳＢＬの確保・運用を実施する際の実施体制等について記載すること。（可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針 第３章第５節を参照のこと。）＞  ＜記載した各項目について、可能な限り客観的にその事実を証する参考資料を提出すること。（必要に応じて、追加の関係書類の提出を求める場合があります。）＞  〇マスターアグリーメント締結状況について  （例）  ・以下の国内ユーティリティ企業と、マスターアグリーメントを締結済又は今後速やかに締結予定。  ×××、△△△、◇◇◇、…（※ 「計画申請に関するQ＆A」に記載の事業者を参照のこと。）  ・以下のＬＮＧ供給を行う企業と、マスターアグリーメントを締結済。  　▽▽▽、□□□、◎◎◎、…（※ ５社以上記入のこと。）  〇自社支配船（保有又は長期傭船）の保有状況について  （例）  ・○○隻の自社支配船を確保。（※10隻以上を保有している必要があることに留意。）  【10隻以上の船舶を保有していない場合、】既に保有している自社支配船の内、〇隻をＳＢＬの運用等のために使用することが可能。（※３隻以上を使用することができる必要があることに留意。）  〇ＬＮＧ受入基地の保有状況について  （例）  ・自社で長期利用可能なＬＮＧ受入基地について、〇地点以上有している（若しくは基地利用権を有している）。  【基地・基地利用権を保有していない場合、】ＳＢＬが不要となった場合に、～～の方法を用いて処理を行うことで、ＬＮＧ受入基地等を用いる場合と同様若しくはより少ない費用でＳＢＬを処理することができる。（※ＬＮＧ受入基地やＬＮＧタンクを用いてＳＢＬを処理する場合と同程度の費用でＳＢＬを運用等ができることを説明すること。）  〇資金調達見込みについて  （例）  ・トレーディング事業を用途とするコミットメントラインを〇〇億円以上保有している。（※ＳＢＬの確保・運用に必要と見込まれる資金調達を確実に実施できることが分かる事実を記載すること。目安としてトレーディング事業に活用できるコミットメントラインが1000億円以上であることに留意。）  〇環境規制への対応状況について  （例）  ・世界的な課題となっているメタンリーク対策については、～～等の対策を行っている。  ・EEXI規制については、船舶については～～、運用については～～という形を採ることが可能。  （※各種環境規制への対応状況について記載すること。）  〇外国法制の確認状況について  （例）  ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。  〇コーポレートガバナンスの状況について  （例）  ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、○○○○等の体制を構築し、又はそれに準ずる取組を実施している。 |

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

（注３）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注４）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）及びコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況についても記載すること。

７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 確保措置の内容 |
| サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備 | ☑現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 |
| 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守 | ☑外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。 |
| 事業継続計画の策定 | ☑ＢＣＰを策定している。 |
| 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築 | ☑本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。  （具体的な措置）※自由記載 |
| 特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況 | （例）   * サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。 |
| 取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況 | （例）   * サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（ＩＰＡ）や脆弱性診断の結果等を踏まえ、〇〇、〇〇、〇〇等の対策を講じている。 |
| その他取組方針への適合性に関する事項（注３） | （例） |

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注３）本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第３章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

８　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

|  |  |
| --- | --- |
| ・需給ひっ迫時の対応 | ☑平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。  （具体的な措置）※自由記載  （例）  ・ＬＮＧ需給がひっ迫し、電力・ガス等の供給に支障が出る恐れのある事業者が存在する場合は、経済産業省の指示に従ってＳＢＬの運用を行い、当該事態に備える。 |
| ・供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等 | ☑取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。  （具体的な措置）※自由記載  （例）  ・ＳＢＬの安定的な確保・運用が行うため、「可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針」において求められる実施体制を確保できるよう、必要な権益や施設等の維持に努める。 |

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）令第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあっては、「需給ひっ迫時の対応」の記載は要さない。

９　免許等の取得又は申請の状況

|  |
| --- |
|  |

1. 取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。
2. 免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１０　申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

|  |
| --- |
|  |

（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| １－(１) | 定款の写し又はこれに準ずるもの |
| １－(２) | 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合） |
| ２－(１) | 最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの |
| ２－(２) | 貸借対照表又はこれに準ずるもの |
| ２－(３) | 損益計算書又はこれに準ずるもの |
| ３ | 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類 |
| ４ | 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第２条第２項第４号に掲げる書類 |
| ５ | ＢＣＰの概要（任意） |

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。